

耐震診断・耐震改修等に係る補助制度一覧

平成30年に大阪府北部地震が発生するなど、近年、日本各地で大規模な地震が発生しており、甚大な被害が報告されています。刈谷市でも南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているため、市の補助制度を活用して、住宅などの耐震化を進めましょう。

住宅等の地震対策に係る補助金			
補助の種類	補助を受けられる主な条件	補助金の額	
木造住宅	耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造で平屋または2階建ての建物 建物の用途が、戸建住宅・併用住宅（住宅以外の部分が2分の1未満）・長屋・共同住宅 現在、居住している建物 	診断無料
	耐震改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断を受けた建物 診断値を次のようにする改修工事 0.7未満 → 1.0以上 0.7以上1.0未満 → 0.3以上加算 1.0以上1.5未満 → 1.5以上 ※避難道路沿道については、上記条件に加え規定の高さを超えるもの	耐震改修費で、上限120万円 (上限140万円) ※()内は避難道路沿道の場合
	段階的耐震改修費補助	[1]木造住宅耐震診断を受け、診断値が0.4以下の建物 <ul style="list-style-type: none"> 診断値を次のように2段階で1.0以上にする改修工事 【1段階目】 0.4以下 → 0.7以上1.0未満 【2段階目】 1段階目を実施したもの → 1.0以上 [2]木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0以下の建物 <ul style="list-style-type: none"> 診断値を1段階目で1階、2段階目で建物全体を改修する工事 【1段階目】 1階を1.0以上 【2段階目】 全体を1.0以上 かつ 改修前から0.3以上加算 	耐震改修費で、 上限【1段階目】60万円 【2段階目】60万円
	簡易耐震改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断を受け、診断値が0.7未満の建物 診断値を次のようにする改修工事 0.7未満 → 0.7以上1.0未満 	耐震改修費で、上限30万円
	取壊し工事費補助	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物 対象となる建物全てを取壊す場合 	取壊し費で、上限20万円
	耐震シェルター設置費補助	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅耐震診断を受け、診断値が1.0未満の建物 高齢者若しくは障害者が利用するものであること 	耐震シェルター設置費で、 上限30万円
非木造住宅	耐震診断費補助	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅 ・長屋・共同住宅 分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの ※避難道路沿道の場合は、上記条件に加え規定の高さを超えるもの	共同住宅…対象経費の3分の2で、 上限120万円 (上限140万円) 戸建住宅…対象経費の3分の2で、 上限8万6千円 (上限10万円) ※()内は避難道路沿道の場合
	耐震改修費補助	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅 ・長屋・共同住宅 分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの ※避難道路沿道の場合は、上記条件に加え規定の高さを超えるもの。それ以外は、1,000㎡未満または地上2階以下のもの。	対象経費の5分の4で、上限500万円 (上限600万円) ※()内は避難道路沿道の場合
緊急輸送道路等	耐震診断費補助	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物 規定の高さを超えるもの 耐震改修工事又は除却 	対象経費の3分の2で、上限180万円 (一部の路線は、国・県の補助対象となります)
	耐震改修費等補助	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された緊急輸送道路等沿道の建物 規定の高さを超えるもの 耐震改修工事又は除却 	対象経費の5分の2（市街地整備事業に係る場合は、対象経費の3分の2）で、 上限1,892万円
	ブロック塀等撤去工事費補助	<ul style="list-style-type: none"> 道路及び公共施設の敷地に面するブロック塀などを撤去する工事 道路から1 m以上の高さのもの コンクリートブロック・レンガ・大谷石などでできたもの 	撤去する費用または、塀の長さ×1万円のうち、少ないほうの2分の1（4分の3）で、上限10万円（15万円） ※()内は通学路または緊急輸送道路等の場合

○補助金の交付を受けるには工事前に申請手続きをが必要です。※工事着手後の申請では補助金を交付できません。

○申請書は建築課窓口または、HPからもダウンロードできます。（受付は建築課窓口となります。）

○上記の補助制度はすべて代理受領制度の対象となります。

○地区が実施する耐震啓発活動を対象に報償金を交付する制度もあります。

○細かな条件がありますので、詳しくは建築課へ相談してください。（0566-62-1021）